

隠岐の島町下水道事業経営戦略

平成29年度～平成38年度

特定地域生活排水処理事業

平成29年3月

隠岐の島町上下水道課

目次

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の概要	1
① 施設	1
② 使用料	2
③ 組織	2
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
3. 経営の基本方針	3
4. 投資・財政計画（収支計画）	3
(1) 投資・財政計画（収支計画）	3
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	3
① 収支計画のうち投資についての説明	3
② 収支計画のうち財源についての説明	3
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	3
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組 の概要	4
① 今後の投資についての考え方・検討状況	4
② 今後の財源についての考え方・検討状況	4
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	4
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4

別紙1 経営比較分析表

別紙2 投資・財政計画（収支計画）

隠岐の島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 隠岐の島町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 経営戦略策定の目的

本町下水道事業は下水道による生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道基本構想に基づき、下水道処理区域外の区域について市町村設置型の合併浄化槽により汚水処理を行っています。特定地域生活排水処理事業により公平かつ効率的に維持管理等の見通しについて検討していく必要があります。

本経営戦略は本町下水道事業の現状とこれらの将来見通しを踏まえ投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年 (13年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	23.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(下水道処理区域以外)		
処 理 場 数	135基(平成27年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

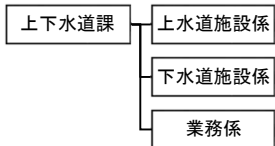
② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:997円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき232円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき252円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき278円	浄化槽電気料 5人槽 ▲700円 7・10人槽 ▲800円	
業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:997円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき232円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき252円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき278円	浄化槽電気料 5人槽 ▲700円 7・10人槽 ▲800円	
その他の使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:997円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき232円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき252円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき278円	浄化槽電気料 5人槽 ▲700円 7・10人槽 ▲800円	
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,670 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,225 円
	平成26年度 3,781 円		平成26年度 4,282 円
	平成27年度 3,781 円		平成27年度 4,373 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在で15人で、業務は上水道事業、簡易水道事業、下水道事業に当たっています。職員給与費の予算措置については、上水道事業に5人、簡易水道事業に2人、下水道事業に8人を置いている状況です。(平成29年度より簡易水道事業統合により上水道事業は7人の予定)	
事業運営組織	平成16年度に隠岐の島町に合併し、水道課、下水道課となり、平成25年度に上下水道課となりました。	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽保守点検業務、汚泥採取業務を民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。【別紙1】 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

3. 経営の基本方針

隠岐の島町下水道基本構想に基づき、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公平かつ効率的に維持管理を推進していきます。

○適切で計画的な維持管理

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や維持管理費の増加傾向等、厳しい財政状況を勘案し、コスト縮減、維持管理全般について逐次再検討しながら、計画的、効率的に推進します。

○収入の確保

今後、人口が減少するなかで下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料の収納率向上に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：【別紙2】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

事業完了につき現状維持。

○浄化槽の更新に関する事項

浄化槽耐用年数を30年と設定した場合、最も古い浄化槽で平成15年設置であるため、平成45年までは更新はないものと考えています。

② 収支計画のうち財源についての説明

事業完了につき現状維持。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項:過年度実績(5カ年平均)で算定。

・動力費に関する事項:直近決算値×伸び率で算定。 ※伸び率は過年度実績(5カ年平均)に基づく設定。

・修繕費に関する事項:過年度実績(5カ年)の最大値。

・委託費に関する事項:直近決算値×伸び率で算定。 ※伸び率は過年度実績(5カ年平均)に基づく設定。

・材料費に関する事項:過年度実績(5カ年)の最大値。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。
投資の平準化に関する事項	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。
その他の取組	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在使用料の見直しは検討していませんが、今後人口減少等の変化に応じ将来的に使用料金改定は必要であると考えております。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っていません。
その他の取組	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えています。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度によります。
動力費に関する事項	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。
薬品費に関する事項	単価変動による増加を見込んでいます。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	未反映の取組みや検討予定の取組みはありません。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
---------------------	---

経営比較分析表

島根県 隠岐の島町

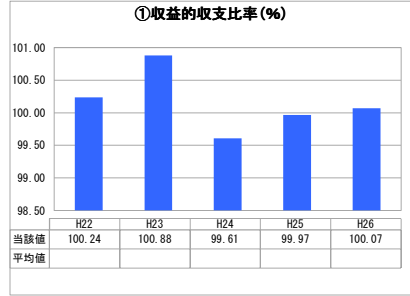
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	3,781
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	
-	該当数値なし	1.87	100.00	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,996	242.83	61.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
279	0.12	2,325.00

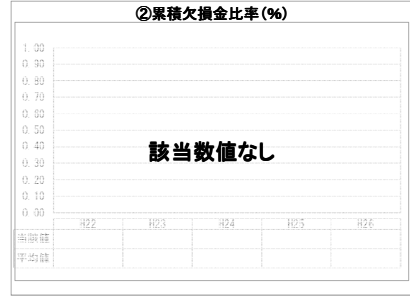
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

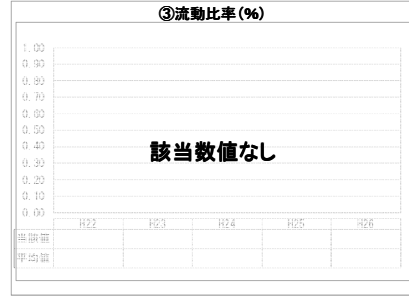
1. 経営の健全性・効率性



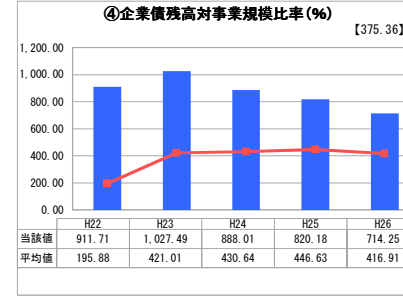
「単年度の収支」



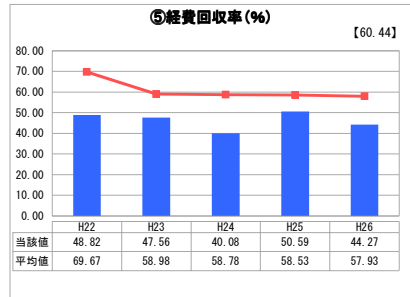
「累積欠損」



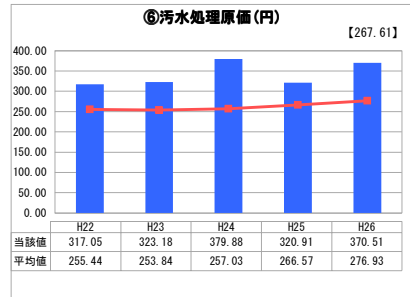
「支払能力」



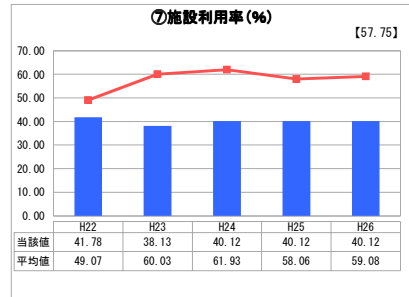
「債務残高」



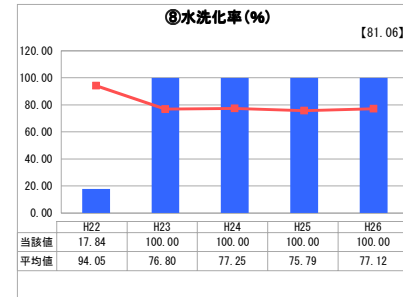
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

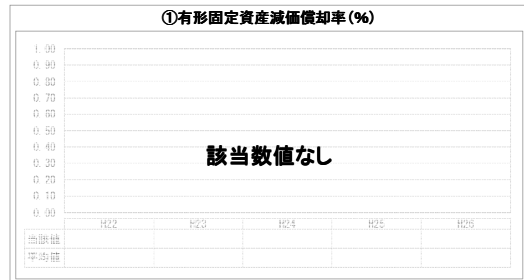


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

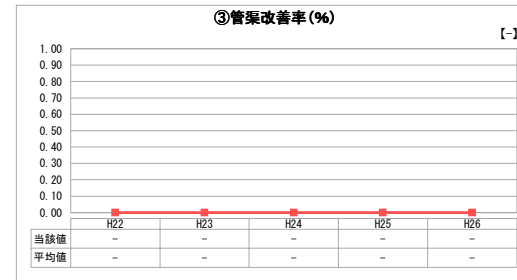
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①100%前後で推移しているが、使用料以外の収入に依存している部分大きい。
 - ④類似団体に比較して高いが、改善傾向にある。
 - ⑤類似団体に比較して低い。
 - ⑥類似団体と同程度である。
 - ⑦類似団体に比較してやや高い。
 - ⑧類似団体に比較して高く100%。
- 類似団体に比較してやや悪い。

2. 老朽化の状況について

平成15年度供用開始で、新しい施設のため耐用年数内であり改善は実施していない。

全体総括

特定地域生活排水処理事業は、平成15年から24年度実施で今後企業債残高は減少する。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円、%)

区分		年度	前々年度 26年度	前年度 27年度	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収入	1 総 収益 (A)	13,528	13,585	13,343	13,563	13,696	12,857	13,120	12,450	12,080	11,484	11,410	11,182	11,371	
		(1) 営 業 収 益 (B)	4,218	4,134	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042
		ア料 金 収 入	4,215	4,128	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042
		イ受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウそ の 他	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	9,310	9,451	9,301	9,521	9,654	8,815	9,078	8,408	8,038	7,442	7,368	7,140	7,329
	ア他 会 計 繰 入 金	7,913	7,999	8,772	9,167	9,654	8,815	9,078	8,408	8,038	7,442	7,368	7,140	7,329	
		イそ の 他	1,397	1,452	529	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費用 (D)	9,274	8,940	8,520	8,598	8,662	8,662	8,869	8,884	9,075	9,173	9,293	9,497	9,652	
		(1) 営 業 費 用	8,125	7,796	7,567	7,714	7,849	7,916	8,180	8,250	8,488	8,628	8,784	9,023	9,211
		ア職 員 給 与 費	1,160	1,309	796	789	769	674	773	669	726	685	649	685	665
			うち 退 職 手 当												
		イそ の 他	6,965	6,487	6,771	6,925	7,080	7,242	7,407	7,581	7,762	7,943	8,135	8,338	8,546
		(2) 営 業 外 費 用	1,149	1,144	953	884	813	746	689	634	587	545	509	474	441
ア支 払 利 息		1,149	1,144	953	884	813	746	689	634	587	545	509	474	441	
		うち一時借入金利息													
イそ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4,254	4,645	4,823	4,965	5,034	4,195	4,251	3,566	3,005	2,311	2,117	1,685	1,719		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(1) 地 方 債 資本費平準化債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,245	4,640	4,828	4,965	5,034	4,195	4,251	3,566	3,005	2,311	2,117	1,685	1,719	
		(1) 建 設 改 良 費													
		うち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,245	4,640	4,828	4,965	5,034	4,195	4,251	3,566	3,005	2,311	2,117	1,685	1,719
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 4,245	▲ 4,640	▲ 4,828	▲ 4,965	▲ 5,034	▲ 4,195	▲ 4,251	▲ 3,566	▲ 3,005	▲ 2,311	▲ 2,117	▲ 1,685	▲ 1,719		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度 26年度	前年度 27年度	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	9	5	▲5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字 (P)	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	4,218	4,134	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	4,321	4,218	4,134	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	63,608	58,968	54,140	49,175	44,141	39,946	35,695	32,129	29,124	26,813	24,696	23,010	21,291

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 26年度	前年度 27年度	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		7,913	7,999	8,772	9,167	9,654	8,815	9,078	8,408	8,038	7,442	7,368	7,140	7,329
	うち基準内繰入金	3,997	4,388	5,252	5,495	5,847	4,941	4,940	4,200	3,592	2,856	2,626	2,159	2,160
	うち基準外繰入金	3,916	3,611	3,520	3,672	3,807	3,874	4,138	4,208	4,446	4,586	4,742	4,981	5,169
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合計		7,913	7,999	8,772	9,167	9,654	8,815	9,078	8,408	8,038	7,442	7,368	7,140	7,329